

## 安否連絡カード

### 連絡する場合

※ 司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内（東京にあつては23区、立川支部にあつては立川市、集合修習中は和光市又は埼玉県南部）における震度が報道発表で6弱以上の地震が発生した場合

○ クラス担当教官に安否等を連絡する。

○ 実務修習中は、上記の連絡をするほか、実務修習地の裁判所が、災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

司法研修所

## 安否連絡カード

### 連絡の順位・方法・内容

- 連絡先の順位
  - 【第1順位】民事裁判教官
  - 【第2順位】刑事裁判教官
  - 【第3順位】検察教官

- 連絡方法
  - メールで連絡する。

#### ○ 連絡内容

落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡

- ① 組・番号・氏名
- ② 本人の安否(メール用符号 無事○ 負傷×)
- ③ 登庁の可否(メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×)

具体的に判明した段階で連絡

- ④ 自宅の状況、家族の安否
- ⑤ 他の司法修習生の被災状況